

2015年7月25日

東京都知事 舛添 要一 殿  
八王子市長 石森 孝志 殿

(福) 多摩養育園 救護施設光華およびふれあい館の設備の実態と  
徹底指導監査の要望書

(福) 多摩養育園光華職員有志一同

全国福祉保育労働組合東京地方本部  
執行委員長 國米 秀明

(1) 救護施設光華の設備不備と安全配慮義務違反について

2013年3月、社会福祉法人多摩養育園の救護施設光華が新築されました。

光華は都民のみなさまの巨額な税金を投じて建設され、生活保護法に基づき、身寄りのない都民の生活の場として存在しています。新しく建設された施設は今後40年は維持していかなければならないと考えます。

しかし、利用者の入居が始まって直後から、漏水などの施設の欠陥や利用者の実態に即さない設備状況(風呂に手すりがついていなかった、食堂近くに水道がなかったなど。細目は過去の要求書をみていただければわかると思います。)が明らかになりました。

私たちは労働組合として利用者の生命の安全のために何度も何度も繰り返し、理事長あてに団体交渉を要求し、設備の改善を要求したところでしたが、遅々として進めることはありませんでした。そのため2014年3月には、東京都福祉保健局に証拠写真なども提出しながら、法人・施設への指導を求めました。

その結果、法人も一部施設の補修などをおこない、昨年秋には、団体交渉の場に施設を建設した(株)K建設の関係社員が多数訪れ、この間のトラブルの謝罪と修繕にむけての工程表を示し大規模な工事が行われました。

私たちはこれでもう問題は解決すると信じておりました。

しかし、今年に入ってから、風呂場に防水をしていなかったことが原因で、2階と1階に新たに漏水が発生しました。そのため4月から6月にかけて3階と2階の風呂場の工事が行われました。その後1階の風呂場の防水工事にも着手し、7月中で工事が終了するとのことですが現在も完了せず、使用不能の状態です(写真参考)。

利用者は風呂場の工事により、入浴の日程や時間の変更を余儀なくされるだけでなく、さらに深刻な問題が生じております。

風呂場の制約の影響で、介護職員は日曜日以外は入浴介助に人手が割かれることとなり、日常の支援が十分におこなえなくなっています。

工事中は会話も聞きとれない程の騒音や振動もあり、精神疾患のある利用者は不穏になり、利用者間の喧嘩や、飛び出し事件も起きています。

水回りの工事でヘドロのような悪臭が施設内に立ち込め、頭痛やのどの痛みを訴える利用者・職員がいます（※因果関係は調査されていません）。

工事が完了したはずの3階の風呂場の排水も直っておらず、1・2階の生活スペースの廊下の床がついにはふかふかになり（腐食）、うきあがっている箇所が出ています。コンクリの内部では既に腐食しているような箇所も見られます。1階にある介護職員室のエアコンからは排水のホースから水が逆流し、除湿をすると送風口から水が降ってきます。排水溝につながっているわけですから、衛生上も大変不潔です。

また、昨年東京都が調査に来た際にも報告しましたが、①1階の汚物室が洗濯室と同じ場所にあり、かつ容量も小さく衛生上危険です。②機械浴の脱衣場の洗面の脱置。③精神障害の利用者がほとんどを占める、3階にある談話室の窓が簡単に開き、飛び降りる危険が非常に大きい。この3点は未だに改善されていません。

もし現状が、理事長が知るところであるとするならば、長期間にわたり利用者・労働者の安全衛生配慮義務に著しく反しており、利用者への虐待行為だともいえます。

私たちは組合を通じて、この実態を早期に改めるよう再三再四申し入れています。交渉に参加しているM理事は、「専門調査機関を入れる調査はお金がかかる」と軽々な発言をしています。加えて、M理事はいっこうに施設設備のトラブルが収束しないなか、理事会の責任やK建設への法的な対応も含む弁済についても「施設の不具合が完了したら考える」と、施設管理・経営者としての資質を疑う発言をしました。

対症療法的な修繕で使われるお金は、光華に入所している利用者のためにきている措置費であり都民のみなさまの税金です。このような状況を放置することは東京都民のみなさまの納得も得られないと思います。

法人の信用を失墜させるような言動は、利用者の措置権者の東京都が厳重に断罪すべきです。もはや労使関係の範疇を越えています。

東京都に問い合わせたところ、指導権限が中核市に昇格した八王子市に移管されたとのことでしたので、状況によっては新規入所の停止なども視野に入れながら、厳しく徹底した法人指導で利用者の人権侵害をやめさせてください。とにかく一刻も早く是正してください。また東京都においては社会福祉法人多摩養育園の指導監督はひきつづき責任があるものとして強く指導してください。

## （2）ふれあい館について

光華の下に位置する地域住民にも開放されている、ふれあい館では、4月1日に関東保安協会より「漏電している」との電話がありました。その後も漏電しているとの電話が3回ありました。あたりまえのことですが、最悪火災や感電事故、停電がおきるリスクがあり、電気代が高くなるなどのデメリットもあるわけですから、漏電している箇所

の特定と修繕は一刻も早くおこなわなければいけません。しかしM理事は「漏電はあるようだが、点検しても場所がわからない。万が一漏電しても遮断できるから大丈夫」とまったくリスクを鑑みていません。山中にありひとたび火災が発生すれば、上部に位置する光華や精華への影響、あるいは山林への延焼というリスクも否定できません。

先にあげた光華の漏水の影響との因果関係も疑われる中で、原因が特定されるまでは、使用禁止を命じるなどの措置を八王子市および東京都に求めます。

### (3) 光華における人員配置のいびつさとリスクについて

光華には毎日服薬をしている利用者がほとんどを占めます。医療的な要求も多く、実態に即した看護師の適切な配置が必要です。

光華は重度化、高齢化する利用者の実態に反し、未だ介護職員は宿直でおこなっています。宿直は13:30に入り、翌10:30と21時間も拘束されます。そのため、宿直にあたる介護職員は、朝・夕・眠前の3回、利用者に与薬をおこなうこととなります。昼食の時間帯以外は看護師がいないからです。

薬のミスは常に危険と隣り合わせです。しかし気を付けていても、特に朝の配薬は睡眠不足と疲れで誤薬のリスクも高く、誤って薬を投与してしまったことが今年もありました。本人は自らのミスを深く反省しましたが、「せめて朝の時間帯に看護師がいてほしい」と事故報告書に書いたところ、一度は削除するよう上長に命じられました。

この間、私たちは看護師の勤務増員と配薬を要求していますが改善がみられません。

21時間の拘束時間の宿直も常軌を逸しています。私たちは労使交渉で数年前月6回程度であった宿直を、旧厚生省の通達どおり月4日以内に改善はさせたものの、実際はナースコールがたびたびなり、休憩や仮眠などもほとんどとれない状況です。

また光華では施設の配置基準を大きく超える人数の事務員がおり、6.2Km離れた法人本部で4名が勤務をしています。つまり、光華の職員であっても非常時に駆けつけることがない(できない)職員です。例えばこの間の大雪で交通機関がマヒをした時、あるいは施設が漏水で困っている現状をできるところで支える体制ではありません。

このような状況を「違法ではない」と言い切り利用者に宛てられている措置費を多額に使用していることに大きな疑問を感じます。それならば、事故もあるなかで大変な現場実態にある看護師の増員をはかるべきだと考えます。

最後に、光華の人件費率は50%ほどです。委託料を含めても6割程度の執行にとどまっています。繰り返しますが光華は措置施設です。事故も起きているにも関わらず、このような経営をしては、昨今の社会福祉法人の内部留保が問題となり、多くの法人が財政難で困っているなかでいわれもないパッシングをうけているなかで、多摩養育園のような一部のこのような施設を徹底的に指導していくことが東京都・八王子市の役割ではないでしょうか。重ねて多摩養育園への強い指導を求めます。

以上